

コロナ禍を乗り越えるために 生活保護の充実と活用を

生健会が船橋駅で署名呼びかけ

船橋生活と健康を守る会（以下、船橋生健会）は、9月25日、憲法25条にちなんで「25日宣伝」を行い、生活保護制度の充実と活用を求める緊急署名を呼びかけました。

署名は「いのちのとりで裁判全国アクション」が呼びかけているもので、①名称



を「生活保障法」にし

て国が広報を行うこと、②大学等進学時に生活保護から外すのをやめること、③生活用品としての自動車の保有を認めること、④保護基準削減の撤回と夏季加算の創設、の4点を求めています。

高齢男性が「後期高齢者医療保険料も税金もあがった。許せない」と言って署名するなど、次々と反応がありました。

50代くらいの女性には「大学に行くとは保護を外すのはおかしい。貧困が連鎖する。以前は選挙に行かなかつたけど、今回は必ず行く」と語りました。

シリーズ 私はこう考える 「健康で文化的な生活」



丸山慎一

日本共産党
前県議会議員

憲法25条に書いてある「健康で文化的な最低限度の生活」とはどういうものか。船橋生健会副会長の丸山慎一さんに思いを聞きました。



たぶん人によってイメージはいろいろだと思います。でも、食事のこと欠くようではダメですよ。着るものが無いとか、住む家が無いのもダメ。これはもう「貧困」です。やはり衣食住がちゃんと確保されていなければ「最低限度の生活」さえ送れません。憲法では、それに加えて「健康で文化的な」が付きます。（裏面に続く）

〔解説・憲法25条の条文〕

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



(表面の続き)

ただ生きているだけではなく、
 栄養がちゃんと取れて、働き詰め
 でなく休みをきちんと取れて、必
 要なときに医者にかかれてこそ健
 康を維持できます。そして「文化」。
 生きているけど映画にも行けな
 い、旅行もできない、お金が無く
 て友達と食事に行くこともできな
 いのでは、とても「文化的」とは
 いえません。

ただ生物として生きるだけでな
 く、人間として人間らしい生活を
 送る。おいしいものを楽しく食べ、
 美しいものを見て感動し、生まれ
 てきてよかったと実感できるよう
 な生活。それこそ「健康で文化的
 な最低限度の生活」ではないでし
 ょうか。

札幌市が生活保護ポスターを作成

8月、北海道札幌市が「生活保護の申請は国民の権利です」と呼びかけるポスターを作ったことが、SNSのツイッターで注目を集めました。滋賀県野洲市もその後、同様のポスターを作成しています。

船橋市は出張所や船橋駅前総合窓口センターに生活保護のしおりを配架し、ホームページで公開し、関係機関にも渡しているとしてポスターを作りませんが、それらを知る市民はごくわずかです。積極的な広報が求められます。

SAPPORO

中央区保護課	Tel. 205-3274	白石区保護課	Tel. 861-2466	南区保護課	Tel. 582-4765
北区保護課	Tel. 757-2517	厚別区保護課	Tel. 895-2549	西区保護課	Tel. 641-6964
東区保護課	Tel. 741-2479	豊平区保護課	Tel. 822-2489	手稲区保護課	Tel. 681-2549
		清田区保護課	Tel. 889-2488		

作成:札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 TEL011-211-2992

“生活と健康を守る会”って？

健康で文化的な生活をめざし、地域で運動している全国組織です。船橋市では2015年11月に準備会が発足し、懇親会やお花見、学習会や班会、市への要望書の提出など活動を重ねてきました。その後2019年11月7日、正式に会を結成しました。

船橋生健会の夏季募金に48,450円のご協力をいただきました。ありがとうございました。m(__)m